

## 林業信用保証業務に係る出資持分の払戻しのお知らせ

独立行政法人農林漁業信用基金は、主務大臣の認可を受け、不要財産を平成28年9月に売却しました。

林業信用保証業務に係る出資者（平成15年10月1日時点の出資持分を保有されている方に限る）は、当基金から催告書が到達した日から起算して一か月を経過するまでの間に、この財産に係る出資持分の払戻しの請求をすることができますので、独立行政法人通則法第46条の3第1項に基づきお知らせいたします。

本件の払戻請求ができる出資名義人の方には、11月1日付けで催告書を送付しております。お手元に届いていない場合には、次の連絡先にお問い合わせ下さい。

お問合せ先	林業管理室 業務推進課 03-3294-5583,5590,5582
お問合せ受付時間	10:00～16:00